

## 社会福祉法人光徳寺善隣館役員及び評議員等の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光徳寺善隣館（以下、「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬などに関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいう。

### (報酬の支給)

第2条 役員及び評議員及び各委員会の委員（この規程においては、「等」という。）には、次のとおり報酬を支給することができる。

- 2 役員及び評議員等が、当法人の理事会、評議員会及び監査並びにその他の出席事由が発生したときは、報酬として5,000円（税別）を支給するものとする。ただし、勤務時間内に実施する場合は、法人の雇用する役職員は除く。
- 3 理事に対する各年度の報酬の総額は、35万円以内とする。
- 4 監事に対する各年度の報酬の総額は、10万円以内とする。

### (旅費)

第4条 役員が当法人の業務に関し出張した場合には、当該役員に対し、旅費を支給することができる。この場合の旅費の額は、当法人の国内出張旅費規程による。

### (報酬等の支給方法)

第5条 役員及び評議員等の報酬は、その都度、現金で支給するものとする。

### (公表)

第6条 当法人は、この規程を社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の基準とし、同法の規定に基づき公表するものとする。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

### 附 則

この規程は、令和元年6月14日に施行する。

（ただし、この規程は平成29年4月1日より適応する。）